

関自旅二第617号の2
令和8年6月4日

一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会長 殿

関東運輸局自動車交通部長

タクシー事業における軽自動車の活用について

標記について、令和8年6月1日付けで物流・自動車局旅客課長から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

国 自 旅 第 3 7 号
令和 8 年 6 月 1 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省物流・自動車旅客課長

タクシー事業における軽自動車の活用について

今般、標記についての通達を制定したので各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー協会及び一般社団法人全国個人タクシー協会あて、別添のとおり通知したので申し添える。



国自旅第37号
令和8年6月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長
(公印省略)

タクシー事業における軽自動車の活用について

タクシー事業においては、近年、人口減少・少子高齢化による運転者不足や、LPGスタンドの減少等が喫緊の課題となっているところである。

こうした中、今般、タクシー業界から運転者不足等への対応としてEV軽自動車等だけでなく内燃機関を有する軽自動車についてもタクシー事業で活用できるよう要望があったことも踏まえ、軽自動車を含めた地域の輸送資源をフル活用し、「交通空白」の解消を促進する観点から、タクシー事業において軽自動車を活用するための制度の整備を実施することとした。

ついては、軽自動車の活用にかかる取り扱いについて、別紙のとおり定めたのでその旨了知されるとともに遺漏なきよう取り計らわれたい。

タクシー事業における軽自動車の活用について

1. 対象地域

軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）の導入を認める対象地域は、各地方運輸局長等が定める営業区域単位とし、各都道府県タクシー協会（以下「タクシー協会」という。）による申出があった地域であって、各地方運輸局長等が公示する地域とする。

2. 手続方法

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 15 条第 3 項による事業計画の変更の届出により行うこととし、営業所ごとに配置する軽自動車の数を明示させること。

3. 導入可能台数

「法人タクシー事業の申請に対する処理方針（平成 13 年 8 月 29 日付け国自旅第 72 号）別紙 1、（4）」に掲げる営業区域の区分に応じ、それぞれ次に定める車両数を上限とすること。

①最低車両数が 10 両以上の地域：営業所の配置台数の 2 割まで

②上記以外の地域：営業所の配置台数の 5 割まで

※小数点以下は切り捨てとする。

4. 運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成 13 年 10 月 26 日付け国自旅第 100 号）に基づき、各地方運輸局長等が定める車種区分のうち、「普通車」の運賃を適用することとする。

5. 導入車両の基準

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条で定める軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、以下の要件を満たす車両とする。

① セーフティ・サポートカー S（サポカー S）ベーシック以上の機能を有した車両であること。

② ドライブレコーダーを搭載した車両であること。搭載するドライブレコーダーは前方及び車内を記録可能なものとし、有事の際に確認できる仕様であること。

6. 車両整備管理

事業者は、関連通達「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について」（国自整第 49 号）に基づき、車両の整備管理を行うこと。

7. 利用者への周知・問い合わせ対応について

軽自動車の運用について、タクシー協会又はタクシー事業者（以下「タクシー協会等」という。）において、トラブル等を防止するための必要な対策を講じている又は講じる予定があるかについて、計画書を提出させること。計画書には以下の項目を記載するものとし、タクシー協会からの申出時に提出させるものとする。

- ① 配車時に軽自動車を配車することについて利用者の承諾を得られるよう、必要な対策が講じられているか。
- ② タクシー乗り場において混乱等が生じないように、必要な対策が講じられているか。
- ③ タクシー協会等において、HP や SNS を活用するなど積極的に周知されているか。
- ④ 軽自動車に関する問い合わせ窓口が、タクシー協会等において設置されているか。
- ⑤ その他必要な対策が講じられているか。

国自旅第36号
令和8年6月1日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の
一部改正について

標記について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あてに通知したので申し添える。



(別紙)

改正	現行
国自旅第100号 平成13年10月26日	国自旅第100号 平成13年10月26日
一部改正 平成14年 4月11日国自旅第 8号 平成14年 7月16日国自旅第 78号 平成16年 9月16日国自旅第 148号 平成18年 9月25日国自旅第 113号 平成18年10月31日国自旅第 208号 平成21年 9月29日国自旅第 155号 平成22年 6月21日国自旅第 50号 平成26年 1月24日国自旅第 409号 平成31年 4月26日国自旅第 30号 令和 2年11月30日国自旅第 313号 令和 3年10月29日国自旅第297号の3 令和 5年 6月27日国自旅第 63号	一部改正 平成14年 4月11日国自旅第 8号 平成14年 7月16日国自旅第 78号 平成16年 9月16日国自旅第 148号 平成18年 9月25日国自旅第 113号 平成18年10月31日国自旅第 208号 平成21年 9月29日国自旅第 155号 平成22年 6月21日国自旅第 50号 平成26年 1月24日国自旅第 409号 平成31年 4月26日国自旅第 30号 令和 2年11月30日国自旅第 313号 令和 3年10月29日国自旅第297号の3 令和 5年 6月27日国自旅第 63号
各地方運輸局長 殿	各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局長

物流・自動車局長

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度は、以下のとおりとする。

(略)

3. 車種区分

車種は、特定大型車、大型車及び普通車の三区分（区分の基準は別表のとおりとする。）又は地方運輸局長が地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準によるものとする。

(略)

自動車交通局長

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度は、以下のとおりとする。

(略)

3. 車種区分

車種は、特定大型車、大型車及び普通車の三区分（区分の基準は別表のとおりとする。）又は地方運輸局長が地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準によるものとする。

(略)

(別表)		(別表)	
車種区分	自 動 車 の 大 き さ 等	車種区分	自 動 車 の 大 き さ 等
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち乗車定員6名以下のもの(ディーゼル機関を除く。以下、乗車定員6名以下のものを、患者輸送車、車いす移動車又は内燃機関を搭載しないもの。 同条に定める軽自動車(乗車定員6名以下)のうち乗車定員6名以下のもの。	普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のもの、乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車(乗車定員6名以下)のものを、乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車(乗車定員6名以下)のうち乗車定員6名以下のもの。
	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち乗車定員6名以下のもの(ディーゼル機関を除く。以下、乗車定員6名以下のものを、患者輸送車、車いす移動車又は内燃機関を搭載しないもの。 同条に定める軽自動車(乗車定員6名以下)のうち乗車定員6名以下のもの。		道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のもの、乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車(乗車定員6名以下)のものを、乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車(乗車定員6名以下)のうち乗車定員6名以下のもの。
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち乗車定員6名以下のもの(ディーゼル機関を除く。以下、乗車定員6名以下のものを、患者輸送車、車いす移動車又は内燃機関を搭載しないもの。 同条に定める軽自動車(乗車定員6名以下)のうち乗車定員6名以下のもの。	大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えないもので乗車定員6名以下のもの。 乗車定員6名以下のもの。

特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。 ただし、患者輸送車、車いす移動車及び内燃機関を搭載しない自動車を除く。
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。
備考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。
備考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和8年6月1日、国自旅第37号）」別紙6. に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

法人タクシー事業者は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下「軽自動車タクシー」という。）について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）及び自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

①日常点検整備（法第47条の2）（1日1回、運行開始前に実施する点検）

・自動車点検基準別表第1

②定期点検整備（法第48条）（3か月ごとに行う定期点検）

・自動車点検基準別表第3

2. 年次検査

（1）法人タクシー事業者は、軽自動車タクシーについて、法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）

に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、指定自動車整備事業者又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受けること。

（2）（1）の期間内において、当該自動車が継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。

（3）（1）に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。

（4）年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会の軽自動車検査員が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。

（5）年次検査の結果、当該自動車が保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者は、必要な整備を実施のうえ、再度年次検査を受検し、保安基準に適合することを確認するまでは、旅客を運送する自動車運送事業の用に供さないこと。

（6）法人タクシー事業者は、当該自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を2年間保存すること。